

# 広島県病院経営外部評価委員会

【平成28年度 第1回】

平成28年8月18日(木)



# 会 議 次 第

日時 : 平成28年8月18日(木)16:00～  
場所 : 広島県庁 北館2階 第1会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 新規役員等選任
- 4 外部評価委員会の進め方
- 5 議題
  - (1)経営計画の取組状況について
  - (2)次期経営計画の方向性について
- 6 その他

# 広島県病院経営外部評価委員会 委員名簿

## ○委員

区分	職名	氏名 (敬称略, 50音順)	備考
委員	広島大学副学長	きはら やすき 木原 康樹	大学
委員	高松市病院事業管理者	しおたに たいいち 塩谷 泰一	自治体病院経営
委員	(株)ホスピタルマネジメント研究所 代表取締役	たにだ かずひさ 谷田 一久	学識経験者 経営コンサルティング
委員	(一社)広島県医師会副会長	ひだに よしみ 檜谷 義美	医師会
委員	(株)中国新聞社 論説委員	ひらい あつこ 平井 敦子	県民代表
委員	有限責任監査法人トーマツ パートナー	わだ よりとも 和田 頼知	公認会計士 経営コンサルティング

## ○広島県病院事業局

職名	氏名	備考
広島県病院事業管理者	浅原 利正	

### 3 新規役員等選任（平成28～29年度）

- ✓ 委員任期は2年

（広島県病院事業の設置等に関する条例 第5条の2 第4項）

- ✓ 委員長は委員の互選

- ✓ 副委員長は委員のうちから委員長が指名

（広島県病院経営外部評価委員会運営要綱 第4条 第2項）

# 広島県病院事業の設置等に関する条例(抄)

## 広島県病院経営外部評価委員会運営要綱

### 広島県病院事業の設置等に関する条例(抄)

- (広島県病院経営外部評価委員会) ※追加[平成二六年条例一六号]
- 第5条の2 前条に定めるもののほか、病院事業管理者の諮問に応じ、県立病院の経営に関する重要事項について調査審議するため、広島県病院経営外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、医療又は病院経営等に関し識見を有する者のうちから、病院事業管理者が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

### 広島県病院経営外部評価委員会運営要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、広島県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年広島県条例第54号)第5条の2第6項に基づき、同条第1項に規定する広島県病院経営外部評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、必要な助言・提言を行う。
- (1) 広島県病院事業経営計画の見直し又は策定に関すること
  - (2) 県立病院の取組の検証及び評価に関すること
  - (3) 県立病院の経営改善、医療サービスの向上等に関すること
  - (4) その他病院事業管理者が必要と認める事項

#### (専門部会の設置)

第3条 委員会は、前条の事項に係る調査審議のため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

#### (委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (委員会の会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 病院事業管理者は、会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とし、審議の概要は、公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、委員会が会議の一部又は全部を公開しない旨を出席委員の過半数により決定したときは、この限りではない。
- (1) 広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号)第10条に規定する不開示情報が含まれる事項について審議を行う場合
  - (2) 公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、病院事業局県立病院課において処理する。

#### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

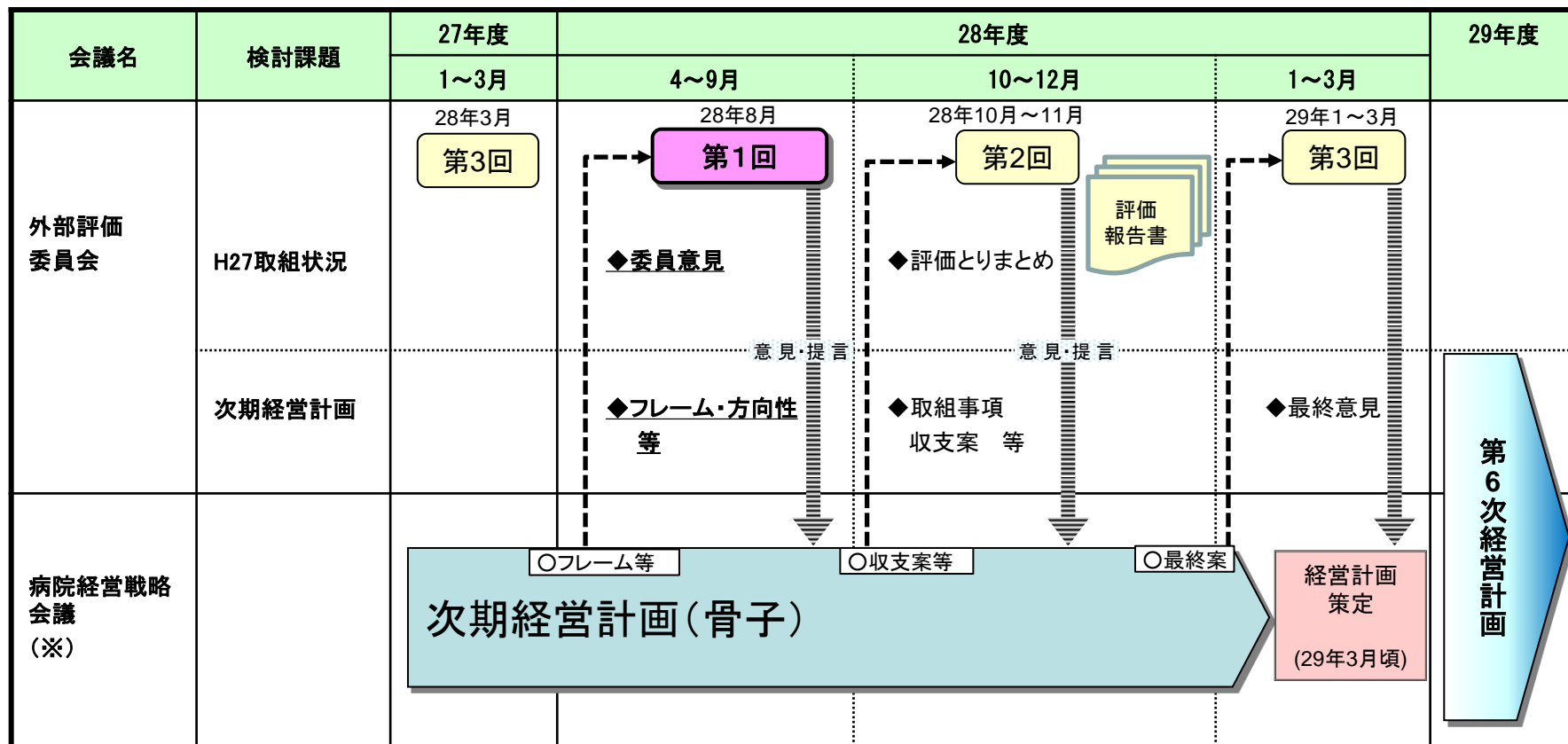
#### 附 則

この要綱は、平成22年5月18日から施行する。  
この要綱は、平成24年1月12日から施行する。  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 4 外部評価委員会の進め方 (平成28年度)

- ① スケジュール
  - ② 評価方法
- (参考) 平成26年度の評価

# ① 外部評価委員会のスケジュール(28年度)



※県立病院課及び各病院の管理者で構成され、経営情報の共有、経営分析、改善策の検討等毎月実施。

# 各回における検討課題

## 今回

検討課題	時期	28年度		
		第1回(8月)	第2回(10~11月)	第3回(1~3月)
1 点検・評価(経営計画) 〔 取組の検証・評価・公表 〕		◎	◇	○
		(病)H27取組状況・自己評価 ⇒(委)委員意見, 持ち帰り評価	(病)委員評価・意見資料 ⇒(委)H27評価取りまとめ ☆評価報告書(28年12月公表)	(病)29年度評価の方法(案) ⇒(委)委員意見
2 経営計画の策定 〔 次期経営計画の方向性 など 〕		○	◎	
		・次期経営計画の方向性 ⇒(委)委員意見	・次期経営計画の取組事項, 収支 ⇒(委)委員意見	
3 意見・提言 〔 ・医療の質の向上 ・経営の効率化 など 〕		○	○	○
			・各病院の平成28年度上半期の計画達成状況について	
		(委)随時提言 ・各病院が平成29年度に取り組むべき方向性 ・病院機能の充実強化策 ・サービス向上策 ・経営効率化 の提案など		

- 意見・提案・資料要求
- ◎中間的なまとめ
- ◇委員会アウトプット(取りまとめ)



## ② 評価方法

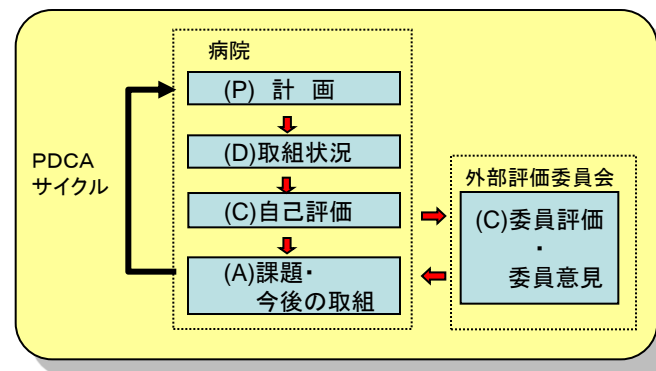
### 1 評価の考え方

広島県病院事業経営計画(以下「経営計画」という。)で定めた県立病院としての役割や具体的取組の進捗状況を総合的に評価する。

また、取組結果としての経営指標の達成状況を明らかにする。

### 2 評価方法

- 評価は(1)病院ごと (2) ◎○△×の4段階 (3) 自己評価 (4) 委員による評価
- 評価の補足として、意見を併記(病院側：評価理由・課題, 委員側：評価意見等)
- ※委員意見は、評価・改善・計画見直しなど幅広く
- 継続的な取組となるよう、P⇒D⇒C⇒Aの手法を採用

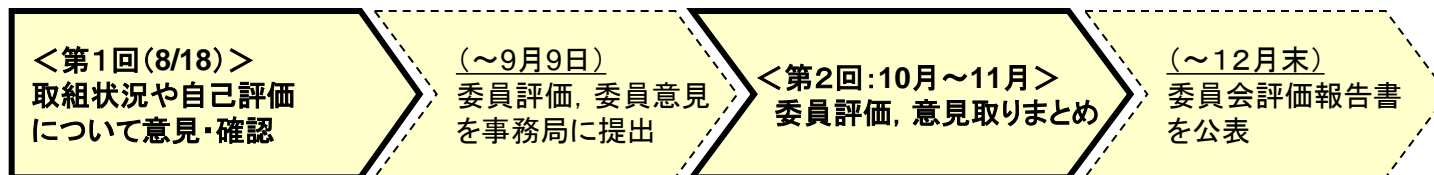


### 3 評価基準

別紙評価表の取組方針毎に、下記の区分により4段階評価する。

区分	評価	評価の考え方
計画どおり概ね順調である。	◎	計画の達成に向けた、具体的成果がある。又は目標を達成した。
ほぼ順調である。	○	計画に対して具体的に取組んでおり、一定の成果が認められる。
やや遅れている。	△	計画に対する取組はあるものの、まだ成果に現れていない。取組が不十分。
かなり遅れている。	×	計画に対して取組が行われているとは言えない。消極的。

### 4 評価のスケジュール(案)



## (1) 評価結果の総括

平成26年度は、平成26年3月に策定した「第5次経営計画」の初年度にあたります。第5次経営計画では、「医療機能の強化と更なる患者サービスの向上」、「医療人材の育成・派遣機能の強化」、「危機管理対応力の強化」、「経営力の強化」などを取組方針としており、これに対応する様々な具体的取組項目と目標を設定し、計画達成に向けて取り組みを進めています。

広島病院は、広島県の基幹病院として救急医療、成育医療、がん医療を中心とした医療機能の強化をはじめ、医療人材の育成・派遣や災害医療にも貢献していることを高く評価しました。

安芸津病院は、少子高齢化の進展する地域にあって、病気の予防から治療、在宅復帰に至るまで、地域と一体となって地域住民の健康を支える取組を進めており、住民から頼りにされる病院を目指して努力されていることを評価しました。

収支面においては、1億1千万円余の経常利益を計上できたことを高く評価します。今般進められる社会保障制度改革においては、消費税増税や診療報酬マイナス改定等、収支に影響を与えるであろう状況も確実に予測されるところです。県立病院は収支面での均衡を確保することも含め、その使命を全うするための経営の健全化を堅持することを期待します。

## (2)各病院の評価結果

### ①-1 県立広島病院の評価

経営計画に係る取組状況については、平成26年度は13項目の取組のうち、『◎(計画どおり概ね順調である。)]と評価した項目は、4項目となりました。

経営計画において重点取組項目として設定した救急医療、成育医療、がん医療機能の強化については、脳心臓血管センターの開設や腫瘍センターの開設に向けた病棟整備など、積極的に取組を進めており、広島県の基幹病院として中核的な役割を果たしていると認められます。また、平成26年度は、8月に広島市で発生した大規模土砂災害へのDMAT隊の派遣や被災患者の受け入れをはじめ、基幹災害拠点病院として災害医療にも尽力しています。

目標指標11項目のうち7項目を達成し、未達成の項目についても高い水準にあることは評価できますが、収支面においては6年連続の経常黒字を達成しているものの、平成25年度と平成26年度の決算を比較すると費用の増加額が収益の増加額を大きく上回っており、大変厳しい状況にあることが窺われます。要因の分析と対策を講じることが期待されます。

### ①-2 評価結果の内訳

#### ア 評価ごとの項目数

評価区分	H26【( )はH25】
評価結果『◎』とした項目	4項目(4)
評価結果『○』とした項目	9項目(8)
評価結果『△』とした項目	0項目(0)
評価結果『×』とした項目	0項目(0)
合計	13(12)項目

#### イ 取組方針ごとの評価

番号	取組方針	自己評価	委員会評価 ( )はH25
<b>1 政策医療機能</b>			
1	救急医療機能の強化	◎	◎(○)
2	成育医療機能の強化	○	○(○)
3	がん診療機能の強化	◎	◎(◎)
4	地域医療への貢献	○	○(◎)
5	医療の安全と質の向上	○	○(○)
6	患者サービスの向上	○	○(○)
<b>2 人材育成・確保、派遣機能</b>			
7	医療人材の育成・確保・派遣	◎	◎(○)
<b>3 患者サービスの向上と経営の効率化</b>			
8	危機管理対応力の強化	◎	◎(-)
9	経営力の強化	○	○(○)
10	増収対策	○	○(◎)
11	費用合理化対策	○	○(○)
<b>4 連携強化</b>			
12	2病院の協力状況	○	○(○)
<b>5 決算、目標指標</b>			
13	収支改善、目標指標	○	○(◎)
総合評価			◎(◎)

## (2)各病院の評価結果

### ②-1 県立安芸津病院の評価

経営計画に係る取組状況については、平成26年度は10項目の取組のうち、『◎(計画どおり概ね順調である。)]と評価した項目は、2項目となりました。

限られた医療資源の中で、地元自治体、住民組織などと一体となって、がん検診の受診促進や転倒予防の普及啓発など、地域住民の健康を支える取組を進めていることを高く評価します。

また、26年度は地域のニーズを踏まえて、地域包括ケア病床の運用を開始するなど、地域包括ケアへの取組を強化しています。

今後も、地域包括ケアの後方支援としての役割を果たすため、病気の予防から在宅復帰に至るまで、地域と一体となった取組を充実・強化していくことが望まれます。

一方で、機能強化の取組が、経営面に十分に反映されていないと見受けられるので、引き続き収支改善にも努めていただくことを期待します。

### ②-2 評価結果の内訳

#### ア 評価ごとの項目数

評価区分	H26【( )はH25】
評価結果『◎』とした項目	2項目(2)
評価結果『○』とした項目	6項目(8)
評価結果『△』とした項目	2項目(0)
評価結果『×』とした項目	0項目(0)
合計	10(10)項目

#### イ 取組方針ごとの評価

番号	取組方針	自己評価	委員会評価 ( )はH25
<b>1 政策医療機能</b>			
1	医療提供体制の強化	◎	◎(◎)
2	医療の安全と質の向上	○	○(○)
3	患者サービスの向上	○	◎(○)
<b>2 医療人材の育成・派遣機能</b>			
4	医療人材の育成・確保・派遣	○	○(◎)
<b>3 患者サービスの向上と経営の効率化</b>			
5	危機管理対応力の強化	○	○(-)
6	経営力の強化	○	○(○)
7	増収対策	○	○(○)
8	費用合理化対策	△	△(○)
<b>4 連携強化</b>			
9	2病院の協力状況	○	○(○)
<b>5 決算、目標指標</b>			
10	収支改善、目標指標	△	△(△)
総合評価			○(○)